

食料品店および小売食品市場の再開手順：付録B-1

有効日：2021年5月6日木曜日 午前零時01分

最近の更新内容：(変更は黄色で強調表示)

5/5/2021:

- CDCの清掃に関するガイダンスに合わせて、清掃の要件が更新されました。
- 州の有給病気休暇の変更を反映して、有給病気休暇に関する記述が更新されました。

COVID-19 の症例率、入院、死亡率はある程度減少し、安定しているように思われますが、COVID-19 は引き続き地域への高リスクを及ぼしているため、拡散のリスクを減少するために、全ての住民とビジネスが予防策を取り、運営と活動を変更することを必要とします。

ロサンゼルス郡は、「州の安全な経済のフレームワークに対する命令」の「Tier: 黄色」(イエローティア)に入るため、このガイダンスは地域の特定活動の制限を解除する更新がされました。食料品店及び小売食品市場は注意深く運営を続行し、本ガイダンスの必須条件に従って、ビジネス運営中に COVID-19 を拡散する可能性を減少しましょう。

以下の要件は、食料品店、コンビニエンスストア、酒屋、および食料品または飲料製品を販売し、食品市場小売として公衆衛生局によって発行された衛生許可を有するその他の小売店を含む小売食品市場（これらに限定されない）に特化するものです。この種のビジネスは州知事が特定小売企業に課す条件に加え、本郡指導書に記載されている要件にも準拠する必要があります。

小売食品市場として公衆衛生局から許可を取得しているビジネスは、常に従業員や顧客が自分たちの世帯外の人物との間に少なくとも6フィートの距離を確保できるように、占有率を75%に制限する必要があります。

食料品店を対象とする本手順書は、一般商品、農産物、生花、精肉、デリ、ベーカリーなど、小売食品市場内にあるすべての部門に適用されます。小売食品市場も、以下の指導に準拠する必要があります。

- DPHの**レストランの再開手順**。ただし、該当する場合、特定の飲食エリアで飲食する場合を除き、飲食施設から立退き「持ち帰り」して食品小売市場内で消費することはできません。

さらに、小売食品市場の敷地に併設し、独立して運営されているビジネスは、そのビジネスに該当する指導事項を満たす必要があります。

注：本文書は、追加情報やリソースが入手され次第更新されることがあるため、定期的にロサンゼルス郡のウェブサイト <https://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/> にアクセスして、本文書が更新されていないかご確認ください。

本チェックリストの内容

- (1) 職場における従業員の健康を保護するための方針と実践
- (2) 物理的距離を確保するための対策
- (3) 感染防止対策
- (4) 従業員および市民とのコミュニケーション
- (5) 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

施設が再開手順に取り組む際、これら5つの重要点を考慮する必要があります。

本ガイダンスの対象となるすべての企業は、以下に記載されているすべての適用可能な対策を実施し、対策が実施されていない場合は、その企業に適用されない理由を説明する必要があります。

企業名:

施設住所:

収容人数 75%に基づく本手順書の対象となるすべての小売食品市場の最大収容人数:

掲示日:

A. 職場における従業員の健康を保護するための方針と実践（施設に該当するものをすべて選択）

- 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- 影響を受けやすいスタッフ（65歳以上、慢性疾患のある人）には、可能な限り在宅勤務で行うことができる作業が割り当てられている。
- すべての従業員は病気のときは出勤しないよう指示されている。従業員は必要に応じて、自己隔離および隔離に関する公衆衛生局のガイダンスに従うことを理解している。従業員が病気のために自宅待機した場合に罰則を受けないように、職場の保健方針を見直され、修正されている。
- 「[公衆衛生局の入場時のスクリーニングのガイダンス](#)」に準拠して従業員が職場に入る前に症状の確認を行っている。症状の確認には、咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、及びその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを問う必要がある。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に直接行うことができる。可能であれば職場で検査を行う。
 - 症状確認が陰性の場合（許可されている）：症状がなく、過去10日間に既知のCOVID-19症例との接触がない場合は、その日入場して作業することが許可される。
 - 症状確認が陽性の場合（許可されていない）：
 - その個人がCOVID-19のワクチン接種を完了¹しておらず、過去10日間に既知のCOVID-19症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は敷地内への立ち入りや勤務はできず、自宅で検疫するために直ちに帰宅させる。
ph.lacounty.gov/covidquarantineから得られる検疫指示を提供する。
 - その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は敷地内への立ち入りや勤務はできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。
ph.lacounty.gov/covidisolationから得られる隔離指示を提供する。
- 従業員には、受給資格があれば経済的に自宅待機しやすくなる、雇用者または行政が提供する休暇給付金に関する情報が提供されている。[2021年のCOVID-19補足有給病気休暇法](#)に基づく従業員の病気休暇の権利を含め、追加情報は[COVID-19における病気休暇および労災補償を支援する行政のプログラム](#)を参照のこと。

¹ 接種を2回受ける必要のあるワクチン（例えば Pfizer-BioNTech または Moderna 製）の場合、2回目の接種を受けてから2週間以上、また接種が1回で済むワクチン（例えば Johnson&Johnson[J&J]/ Janssen 製）の接種を受けてから2週間以上経過している人が、ワクチン接種完了者とみなされません。

- ❑ 従業員を在宅勤務にする機会を増やすため、可能な限り作業工程が再編成されている。
- ❑ 一名以上の従業員がCOVID-19（症例）に対して陽性反応が出た場合や、一致する症状が出たことを知らされた際、雇用主は感染者の自宅隔離を促し、職場で曝露した全従業員の即時自己検疫を促す計画または手順を準備している。雇用主の計画は、追加のCOVID-19管理対策が必要となりえる職場での新たな曝露があったかを判断するため、検疫中の全従業員のCOVID-19検査へのアクセスや、検査を受ける手順を検討する必要がある。[職場でのCOVID-19への対応](#)については、公衆衛生指導を参照すること。
- ❑ 14日以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主はこのクラスターを公衆衛生局（888）397-3993または（213）240-7821もしくはオンラインで www.redcap.link/covid19 に報告する。クラスターが現場で特定された場合、公衆衛生局は、クラスターへの対応を開始し、感染対策のガイダンスと推奨事項、技術サポート、およびサイトに適した対策を提供する。公衆衛生局のケースマネージャーがクラスターの調査のために配属され、施設の対応を指導する。公衆衛生局は、クラスターの症例がCOVID-19の集団発生的一端であるかどうかを判断するために、施設の即時の協力を必要とする。
- ❑ 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆うのに適切なフェイスマスクを無料で提供している。詳細は、<http://ph.la.county.gov/masks>からロサンゼルス郡公衆衛生局のCOVID-19のマスクウェブページをご覧ください。就業中他者と接触するまたはその可能性がある従業員は、常にフェイスマスクを着用する。提供者からフェイスマスクを着用しないように指示されている従業員は、健康状態が許す限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなければならない。ドレープはあごの下にフィットするものが推奨される。一方向弁付きのマスクは使用してはならない。
- ❑ すべての従業員は、ドアが閉まっている個人オフィスで一人で作業する場合、または飲食する場合を除き、常にフェイスマスクを着用しなければならない。従って通知があるまで、「立った時の背の高さよりも高いしっかりした仕切りのあるキュービクル」で一人で勤務する従業員はフェイスマスクを着用する必要はない」とした例外は無効となる。
- ❑ マスクが常時正しく着用されることがようにするために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることができる休憩時間を除き、飲食は禁じられている。飲食する場合は、従業員は常に他の人から少なくとも6フィートの距離を取る。可能であれば、屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。キュービクルやワークステーション（個人の仕事・作業場）が従業員間により広い距離や仕切りを提供している場合は、休憩室で食事をするよりも、キュービクルやワークステーションで飲食することが好ましい。COVID-19の感染は、フェイスマスクを着用せずに従業員が一緒にいるときに発生する可能性が高い。
- ❑ 従業員が食事や休憩に使用する部屋やエリアは、以下の対策を実施することにより占有率が低下し、従業員間の接触が最小化されている。
 - 休憩に使用する部屋またはエリア内で個人間の距離を少なくとも6フィート確保することができる最大収容人数を掲示する。
 - 食事や休憩に使用される部屋やエリアの占有率を減らすために、休憩や食事の時間をずらす。ならびに
 - テーブルを少なくとも8フィート離して配置して、座席間の距離6フィートを確保するようにする。収容人数を減らすために座席を取り除くか座席にテープを貼る、距離を確保するために床に目印を付け、対面での接触を最小限に抑えるように座席を配置する。仕切りの使用は、拡散をさらに防ぐために推奨されるが、収容人数の削減、物理的距離の確保の代替とはみなされない。
- ❑ 従業員には、フェイスマスクを毎日洗濯または交換するよう指示する。
- ❑ 雇用主はこまめな手洗いや手指消毒剤の使用を補うため、どのような場合に使い捨て手袋の使用が役立つかを検討する。例として、他者の症状の確認をしたり、ショッピングカート、ハンドバスケット、および補充されるアイテムのような共有する物を扱う従業員が手袋使用の対象に挙げられる。
- ❑ すべてのワークステーションの間隔を少なくとも6フィートあけている。

- (カーブサイドピックアップ用の) 配送エリア、休憩室、トイレ、その他の共用エリアは以下に説明するように、ただし1日に1回以上消毒されている。スケジュールは以下の通り。
 - 配送エリア _____
 - 休憩室 _____
 - トイレ _____
 - その他 _____
- 従業員は消毒剤および関連用品を以下の場所で利用できる。

- すべての従業員はCOVID-19に対して効果的な手指消毒液を以下の場所利用できる。

- 従業員は手を洗うため、頻繁に休憩をとることが許可されている。
- 各従業員に本手順のコピーを配布している。
- 可能な限り、各従業員には、各自の用具、機器、および特定のワークスペースを割り当てている。手で持って使用するアイテムの共有は最小化または排除している。
- 従業員は就業中に清掃実践の時間を割り当てられている。清掃業務の割り当ては、従業員の職務の一環として、勤務時間内に割り当てられる。
- このチェックリストに記載されているすべての方法は、雇用条件に関するものを除き、第三者として敷地内にいる可能性がある配達スタッフおよびその他の会社にも適用される。
- オプション - その他の対策の説明

B. 物理的距離を確保するための対策

- 小売食品市場内にある人は十分に少ないものの、世帯外の人物である従業員と顧客の間に少なくとも6フィートの十分な物理的距離が確保できるよう最大収容人数は規定の75%以内とする。
- 施設内の最大顧客数は十分に制限される： _____
- すべての小売食品市場は、屋内の収容人数制限を確実に遵守するためにすべての入口で顧客の出入りについて厳密に継続的に人数の計測を行い占有率を確認する。計測が不十分であったり、計測を行っていない、または収容人数が過剰であると思われる小売業者は、公衆衛生検査官の裁量により、現場の公衆衛生検査官がこれらの問題が修正されたと判断するまで一時的に閉鎖される場合がある。可能であれば、物理的距離を維持するために、特定の入口を一ヶ所設け、出口（複数可）は別に設ける。
- 目印などを使用するなどして物理的な距離を維持しながら、顧客を外に並ばせる準備をする。必要に応じて適切なフェイスマスクを着用したスタッフを1人（もしくは入り口が2ヶ所以上なら複数のスタッフを）最も近い顧客から少なくとも6フィートの距離を保ちつつドアの近くに配置し、顧客と6フィートの距離をとりながら収容人数を確認し、施設が最大収容人数の上限に達した場合は、顧客を入口の外側に6フィート離れて並ぶよう指示する。
- 従業員と顧客の間に少なくとも6フィートの物理的距離を保つための対策を講じている。これには物理的な仕切りや目印（例えば、床のマーキング、色付きのテープ、または勤務者や従業員が立つべき場所を示す標識）の使用が含まれる。
- チェックアウトステーションでは透明プラスチック板（プレキシ素材）の仕切りなどを設置して、レジ係と顧客との接触を最小限に抑えるための対策を講じている。仕切りは、床から少なくとも6フィートの高さを必要とする。入口、支払い待ちの列や、レジの近くに標識を掲示して、顧客に物理的距離の維持を促す。

している。

- 支払い待ちの列に並ぶ顧客用に、並ぶ列の始まりとその列に加わる他の顧客の間隔となる6フィートの目印となるよう、テーブルまたは他のもので印をつけている。
- 店内の全エリアで顧客と従業員間、および従業員同士で少なくとも6フィートの距離を保つよう従業員に指示している。従業員は支払いの受け取り、商品やサービスの提供、その他必要に応じて一時的に近づくことができる。
- 公衆トイレは、引き続き一般の人々が利用できるようにしている。
- 従業員のワークステーションは少なくとも6フィートの間隔をあげ、共有エリアは、最低6フィートの物理的距離を確保して従業員の集まりを制限できる配置になっている。
- 従業員の集まりを制限し、少なくとも6フィートの物理的距離を確保できるように、休憩室やその他の共有エリアを構成する。可能な場合は、日差しを遮るカバーと座席のある屋外休憩エリアを設けて物理的距離を確保できるようにする。賃金と時間の規定に準拠して物理的距離措置をとることができるよう、従業員の休憩時間をずらしている。
- 荷物の積み降ろし場所においても物理的距離措置を実践し、配達員に非接触型の署名方法で対応する。
- 従業員以外のトラック運転手、配達代理店やベンダーは小売施設に立ち入る際に、適切なフェイスマスクを着用する。

C. 感染防止対策

- 空調システムは正常に機能し、可能な限り換気量を増やしている。効果的な換気は空気感染を制御するのに最も重要な方法のひとつである。ハイパースタット高効率空気清浄機の設置、建物の空気フィルターを可能な限り最高効率のものへアップグレードし、換気量を増やしオフィスや他のスペースの換気を増やすためにその他の変更を加えることを検討する。
 - 詳細情報は、[カリフォルニア州公衆衛生局の屋内の環境での換気、フィルター、空気質に関する暫定ガイドライン](#)をご覧ください。
 - 注：換気や他の屋内の空気質を改善することは、フェイスマスクの着用（適切な呼吸器防護を必要とする高リスクの環境を除く）、他者から少なくとも6フィートの距離を保つこと、定期的な手洗い、異なる世帯の人物を集める活動を制限する事を含む必須条件と共に行われるもので、代替ではありません。
- 訪問者が施設に入る際に、ロサンゼルス郡公衆衛生局の「[入場時のスクリーニング](#)」のガイダンスに従って、症状の確認を行う。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、及びその個人が現在隔離または検疫命令下にあるかどうかが含まれる。これらの確認は、直接行うか、オンラインチェックインシステム、またはこれらの症状のある来場者は施設内に入場してはならないことを通告する看板を施設の入口に掲示するなどの方法で行う。
 - 症状確認で陰性の場合（許可されている）：その個人が症状を持たず、過去10日以内にCOVID-19の感染者と接触していない場合、その日施設に入ることが許可される。
 - 症状確認で陽性の場合（許可されていない）：
 - 過去10日間にCOVID-19の感染者と接触した人、または現在検疫命令下にある個人は、施設に入ることが禁じられており、ただちに帰宅して自宅検疫を開始する必要がある。ph.lacounty.gov/covidquarantineから得られる検疫指示を提供する。

- 上記の何らかの症状を現している、又は現在隔離命令下にある個人は、施設に入ることが禁じられており、ただちに帰宅して自宅隔離を開始する必要があり、ph.lacounty.gov/covidisolationから得られる隔離指示を提供する。
 - 施設に到着した訪問者に、施設内または施設の敷地内では常時フェイスマスクの着用が必要であることを説明している。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医師よりフェイスマスクを着用しないように指示をされている来場者は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなければならない。ドレープはあごの下にフィットするものが好ましい。一方向弁付きのマスクは使用してはならない。従業員と他の来場者の安全をサポートするために、フェイスマスクを持参せずに到着した来場者が利用できるフェイスマスクを用意する。
 - 子供連れで来店する顧客は、子供が親の隣から離れないようにし、他者や自分の物ではない物に触れないようにして、年齢によってはフェイスマスクを着用させる。
 - 非接触型決済システムを設置している。設置できない場合は決済システムをなくとも1日1回消毒している。
説明：
-
- 共用エリアおよび顧客が商品受け取りや支払いの際に頻繁に触れる物（テーブル、ドアノブ・ドアハンドル、クレジットカード読み取り機など）は、EPA承認の消毒剤を使用して営業時間中は少なくとも1日1回消毒している。
 - 人通りの多い場所の表面、またはマスクを着用していない個人に晒されている物の表面の清掃と消毒を増やす。
 - 職場と施設全体は少なくとも毎日清掃し、トイレ 頻繁に触れるエリアや物は必要に応じて、より頻繁に清掃する。
 - 小売店の営業時間は毎日の清掃と商品の品出しに十分な時間を取ることができるように調整している。従業員が同じ通路に同時にいることを避けるために、品出しの時間をずらす。
 - 可能であれば、顧客にデビットカードまたはクレジットカードの使用を勧める。
 - 子供連れで来店する顧客は、子供が親の隣から離れないようにし、他者や自分の物ではない物に触れないようにして、年齢によってはフェイスマスクを着用させる。
 - すぐに食べられる食品を販売するエリアには、適応する場合、特定の飲食エリアで飲食することを除き、店内での飲食禁止を顧客に知らせる標識を掲示している。
 - 店内で食品が並べられたバー、ソーダファウンテン、セルフサービスの食品、食品の大容量での販売、および試飲試食は中止されている。
 - 可能な場合は、赤外線センサーライト、非接触型決済システム、自動のソープやペーパータオルディスペンサー、タイムカードシステムなどのハンズフリー機器を設置している。
 - 一般向けに手指消毒剤とゴミ箱を施設の入り口または入り口付近に設置している。
 - ショッピングカートや買い物かご置き場付近に消毒用ワイプを提供するか、従業員が顧客の使用間のプロセスを管理して、ショッピングカートと買い物かごの持ち手を消毒する方法を提供している。
 - 顧客が所持している飲料充填用に繰り返し使用可能なコップの使用を禁止している。
 - オプション - その他の対策の説明（例：高齢者のみの時間を提供する、ピーク時以外の販売に報奨（インセンティブ）を与える）

D. 一般市民とのコミュニケーション対策

- 本手順のコピーまたは、ロサンゼルス郡COVID-19安全準拠証明のプリントアウトを、施設のすべての公共

の入口に掲示している。詳細やCOVID-19安全準拠自己証明プログラムの完了手順については、<http://publichealth.lacounty.gov/eh/covid19cert.htm>をご覧ください。施設は、レビューのリクエストがあった場合に提供できるよう、このガイドラインを施設内に保つ必要がある。

- ❑ 事前注文および前払いのオプションやその利点を顧客に通知する看板を施設の入口または顧客が並ぶ場所に掲示している。
- ❑ 6フィートの社会的距離の確保、常時フェイスマスクを着用すること、入場時の手洗いや手指消毒剤の使用、病気やCOVID-19と一致する症状がある場合は自宅待機を行うこと、サービス提供の変更を伝えることを顧客に通知する看板を掲示している。看板ははっきりと見える場所に掲示し、絵文字を含め、デジタル上でも情報が入手できるようにする（電子メールなど）。ビジネスで使用できる標識/看板の追加情報や例は、[郡公衆衛生局のCOVID-19ガイダンスのウェブページ](#)をご覧ください。
- ❑ 適応する場合、特定の飲食エリアでの飲食を除いて、食料品店内での飲食が禁じられていることを示す標識を表示する。
- ❑ 施設のオンライン情報発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、営業時間、フェイスマスク着用の必要性、事前注文、前払い、持ち帰りおよび/または配達に関する方針、その他に関する明確な情報を提供している。

E. 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

- ❑ 可能であれば清掃完了直後の時間に、高齢者や医学的に影響を受けやすい方を含む、影響を受けやすい方向けの専用の買い物時間を必要に応じて設けている。
- ❑ 顧客・クライアントにとって重要なサービスに優先している。
- ❑ 遠隔で提供できる取引またはサービスはオンラインでのサービスに移行している。
- ❑ 移動が制限されている、おとりよせまたは共有スペースにいることで病気にかかるリスクが高い顧客のための商品およびサービスへのアクセスを保証するための対策を講じている。

企業は上段に含まれていない追加対策は別紙に記載し、
本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は以下の者までご連絡ください。

企業担当者名: _____

電話番号: _____

最終更新日: _____